

大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会規則（平成24年大阪府規則第272号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 事)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(議事要旨)

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

(答 申)

第5条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならぬ。

2 前項の答申は、書面をもって行う。

(庶 務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

正蓮寺川総合整備事業に係わる審議について

正蓮寺川総合整備事業に係わる審議については、「正蓮寺川総合整備事業に係わる環境監視委員会」での経過を踏まえ、以下のとおりとする。

1. 審議事項

審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境監視計画に関する事項
- (2) 環境監視結果に関する事項
- (3) 対策工事の施工計画に関する事項
- (4) 対策工事の施工状況に関する事項
- (5) その他、審議会が必要と認める事項

2. 事業主体

事業主体とは、別表に示すもので、事業主体は1に示す審議事項について審議会に報告しなければならない。

(別表)
事業主体

名 称
阪神高速道路株式会社
大阪市（公園事業者・下水道事業者・街路事業者）
大阪府（河川管理者）

平成25年3月28日

大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 会長